

身に覚えのない情報料請求

消費都ラカを斬る

架空請求 支払っては駄目



桐山香代子 弁護士

先日、一通のはがきが送られてきました。「お客様が利用された有料情報コンテンツ〇〇の料金の入金が、確認されていません。早急に入金のお手続きをお取り下さい。入金を確認できない場合は、給与の差し押さえなどの法的手段を取る事になります。ご不明の点があれば、電話××までご連絡下さい」

私は、〇〇という有料情報サイトを使ったこと

先日はがきが...
「〇〇の利用料金が確認されていません。早急にお振り込みください」

身に覚えがないけど...
「STOP! 払っては いけません!!」

すると請求メールが送られてくるタイプ、公的機関に似た名前の団体が請求先になっているタイプなどがあります。ほかにも、督促手続きなど裁判所が関与する手続きの呼び出し状を仮装するタイプもあり、架空請求を行う業者は、さまざまに手口を生み出しているのです。

身に覚えのない請求を受ければ、絶対に支払ってはいけません。「自宅や勤務先へ回収に行く」「給与の差し押さえをする」などの記載があったら、身に覚えがなくても、裁判所からの書類であれば、身に覚えがなくても、先に絶対には絶対に連絡しない

無視すると不利益になる恐れがあるからです。そこで、本日の裁判所が作成した書類かどうかの確認が必要になります。その際の注意点は、確認してください。

（桐山香代子弁護士）

島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
（対応時間は平日 9—12時、13—17時）